

確認問題4

時効

- 問 1 時効の効力はその起算日に遡り、時効の利益はあらかじめ放棄することはできない。
- 問 2 時効は、仮処分によって、その事由が終了した時から 6 カ月を経過するまでの間、時効は完成しない。
- 問 3 裁判上の請求をすれば、その訴えが却下されても、時効の更新の効力は生じる。
- 問 4 更新した時効は、その更新事由の終了したときより、新たに時効の進行が始まる。
- 問 5 20年間所有の意思をもって、平穩かつ公然に他人のものを占有した者は、悪意でもその所有権を取得する。
- 問 6 10年間所有の意思をもって、平穩かつ公然に他人の不動産を占有した者が、その占有の始めに善意にしてかつ過失ないときは、その不動産の所有権を取得することができる。
- 問 7 債権は、20年間これを行わないと時効により消滅し、債権または所有権以外の財産権は、10年間行わないことにより消滅する。
- 問 8 確定判決によって確定した権利は、10年より短い時効期間の定めあるものといえども、その時効期間は一律に10年となる。
- 問 9 AがBの所有地を長期間占有している場合、Aが善意無過失で占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に7年間占有を続けた後、Cに3年間賃貸した場合、Aは、その土地の所有権を時効取得することはできない。
- 問 10 AがBの所有地を長期間占有している場合、Aが善意無過失で占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に7年間占有を続けた後、その土地がB所有のものであることを知った場合、Aは、その後3年間占有を続ければ、その土地の所有権を時効取得することができる。

- 問 11 AがBの所有地を長期間占有している場合、Aが善意無過失で占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に7年間占有を続けた後、BがDにその土地を売却し、所有権移転を完了しても、Aは、その後3年間占有を続ければ、その土地の所有権を時効取得し、Dに対抗することができる。
- 問 12 AがBの所有地を長期間占有している場合、Aが20年間平穩かつ公然に占有を続けた場合においても、その占有が賃借権に基づくもので所有の意思がないときは、Bが賃料を請求せず、Aが支払っていないとしても、Aは、その土地の所有権を時効取得することができない。
- 問 13 消滅時効は、権利を行使することを得る時から進行するが、AがBに土地を売った場合の代金請求権の消滅時効について、代金支払期日を定めたときは、Aの代金支払請求権の消滅時効は、その期日から進行する。
- 問 14 消滅時効は、権利を行使することを得る時から進行するが、AがBに土地を売った場合の代金請求権の消滅時効について、工事中の地下鉄が完成したら代金を支払うこととした場合、Aが地下鉄の完成を知った日から、Aの代金請求権の消滅時効は進行する。
- 問 15 消滅時効は、権利を行使することを得る時から進行するが、AがBに土地を売った場合の代金請求権の消滅時効について、Aが長期入院した場合でも、それにもかかわらずAの代金請求権の消滅時効は進行する。
- 問 16 消滅時効は、権利を行使することを得る時から進行するが、AがBに土地を売った場合の代金請求権の消滅時効について、Aの代金請求権について消滅時効の更新があった場合は、更新の事由が終了した時から更に消滅時効の進行が始まる。
- 問 17 Aは、Bに対し金銭債権を有しているが、支払い期日を過ぎてもBが支払いをしないので、消滅時効が完成する前に、Bに対して、支払いを求める訴えを提起した。この場合、AのBに対する勝訴判決が確定した場合、時効は新たに進行を開始し、その時効期間は10年となる。なお、この金銭債権の消滅時効期間は、5年とする。
- 問 18 Aは、Bに対し金銭債権を有しているが、支払い期日を過ぎてもBが支払いをしないので、消滅時効が完成する前に、Bに対して、支払いを求める訴えを提起した。この場合、訴えの提起前6ヶ月以内に、AがBに債務の履行の催告をしても、時効が更新されるのは、訴えを提起したときである。なお、この金銭債権の消滅時効期間は、5年とする。
- 問 19 Aは、Bに対し金銭債権を有しているが、支払い期日を過ぎてもBが支払いをしないので、

消滅時効が完成する前に、Bに対して、支払いを求める訴えを提起した。この場合、Aが訴えを取り下げた場合、Aの金銭債権は、Aがその取下げをした日から5年間権利を行使しないとき、消滅する。なお、この金銭債権の消滅時効期間は、5年とする。

問 20 AがBに対して有する100万円の貸金債権を有する場合に、Aが弁済期を定めずに貸し付けた場合、Aの債権は、いつまでも時効によって消滅することはない。

問 21 債権者が破産手続に参加すれば、その参加を取り消し、その請求が却下された場合でも、時効は更新する。

問 22 未成年者に法定代理人がない間は、これに対して消滅時効が完成することはない。

問 23 AがBに対して有する100万円の貸金債権に関し、AがBの不動産に抵当権を有している場合に、Dがこの不動産に対して強制執行の手続を行ったときは、Aがその手続に債権の届出をただけで、Aの債権の時効は更新する。

問 24 AB間に裁判上の和解が成立し、Bが1年後に100万円を支払うことになった場合、Aの債権の消滅時効期間は、和解成立の時から10年となる。